

四街道市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(工事の施行者)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を受けずに効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は都道府県、他の市町村等の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(工事の施行者)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を受けずに効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p>